

平成22年 教育委員会第1回定例会 秘密会 会議録

日 時 平成22年1月26日（火） 午後3時20分～午後3時43分

場 所 教育委員会室

議事日程

第2 協議

【育成・指導課】

（1）人事案件 【個人情報につき、非公開】

【副参事（特命担当）】

（1）千代田区共育マスタープラン（案）【政策形成過程終了につき、公開】

第3 報告

【こども総務課】

（3）平成22年度予算の概要【政策形成過程終了につき、公開】

出席委員 （5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員 （8名）

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長（次世代育成担当）	保科 彰吾
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事（特命担当）	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

欠席職員 （1名）

参事（こども健康担当）	大井 照
-------------	------

書記 （2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 それでは、再開します。
 ただいまから平成22年教育委員会第1回定例会（秘密会）を開会します。

◎日程第2 協議

育成・指導課

（1）人事案件 【個人情報につき、非公開】

副参事（特命担当）

（2）千代田区共育マスタープラン（案）

市川委員長 それでは、日程第2の協議に入ります。協議事項は2点ございます。
 本日、秘密会における協議事項はただいま申し上げましたように2件で
 すが、1件は人事案件でございますので、議事日程の最後に、関係者以外退
 席して行いたいと思いますので、その旨、よろしくお願いします。

 それでは、副参事から千代田区共育マスタープラン、これの説明をお願い
 します。

副参事（特命担当） それでは、私のほうから、共育マスタープラン、ご説明申し上げます。
 資料につきましては、概要版と、あと、本文のほうの案が付いてございま
 す。共育マスタープランでございますけれども、教育委員会事務局は、平成
 19年度から次世代育成部門と組織統合を行って、こども・教育部を創設した
 ところでございます。これによって、0歳から18歳までの子どもにかかわる
 様々な施策を、教育、福祉といった枠組みにとらわれることなく、一体的か
 つ効率的に施行することを目指したものでございます。このような組織改正
 を行いまして、福祉の子育て施策と学校教育とを一体的にとらえることによ
 って、行政だけではなくて、家庭、地域、学校が連携して、共に育むための
 包括的な方針を策定するというところで検討しているところでございました。
 事務局で検討し、素案という形でお示しするものができましたので、今回、
 協議をさせていただくものでございます。

 資料につきましては、先ほどと同じく、金曜日に発送をさせていただいた
 ところでございますけれども、ご到着等が遅れているところもございます。
 今後のスケジュール的には、やはり2月9日、2月23日と必要な協議を進め
 ながら、3月までには教育委員会で決定をしていきたいと思っております。
 また、その間、区長部局との調整を並行して行っていきたいと考えてお
 ります。また、広く区民の方からもご意見が伺えればと思っておりますの
 で、よろしくお願いいたします。

 それでは、概要版のほうでご説明を申し上げます。資料のほうは1枚、裏
 表の資料でございます。「千代田区共育マスタープラン（案）の概要」とい
 うものが真ん中ほどにあるものでございます。こちらのほうで、まずご説明
 申し上げます。

まず、マスタープランの目的でございますが、先ほどもお話ししたようなところでございます。次世代育成や教育をめぐる環境の変化を踏まえて、千代田区が今後取り組むべき次世代育成支援施策や教育施策の基本的な方向を示すことを目的とさせていただきます。

また、2番目にマスタープランの位置づけでございます。このマスタープランは、「千代田区第3次基本構想」、また、「教育と文化のまち千代田区宣言」、そして「千代田区保健福祉総合計画」「千代田区次世代育成支援後期行動計画」、そして「千代田区教育委員会の教育目標」、先ほど採択いただきましたその目標などの計画等と整合性を図りながら、教育基本法の第17条に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を含むものとして、策定をさせていただきたいと思っております。こちらのほうの「教育振興基本計画」でございますけれども、地方自治体におきましては、一応努力義務ということでございますが、これにつきまして、包含するものとして策定をしていきたいと考えております。

続きまして、3番目、マスタープランの特徴でございます。これにつきまして、千代田区では、19年4月、先ほど申し上げました、教育を担当する部門と次世代育成を担当する部門を統合して、こども・教育部を創設しました。これによって、文部科学省、厚生労働省といった縦割りの組織に倣うことなく、0から18歳まで、統一的・効率的・効果的に次世代育成施策や教育施策の展開を行っているものでございます。従来、いずれの自治体においても、これらが総合的に行われるということとはなかったものでございますけれども、縦割りに展開されることなく、総合的に展開をしていきたいということでございます。このマスタープランにおきましては、その施策を横断的に見つめ直しながら、子どもに関する総合的な施策のマスタープランとして策定をしていきたいと考えております。

また、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そしてまた、尊重し合う「共生」の理念のもとに、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子ども達を育て、また、自らも育っていく、いわば「共育」を実践するためのマスタープランとしたいと考えております。

4番目としまして、期間でございますが、マスタープランの計画プランにつきましては、平成22年度から平成26年度までの5年間とさせていただきたいと考えています。

続きまして、5番目でございますが、千代田区の教育の基本理念でございます。こちらにつきましては、「地域・家庭・学校（園）が子ども達を共に育て、自らも育つまち千代田」とさせていただきたいと思っております。

そして、5つの基本理念としまして、まず最初に、子どもが健やかに育つ権利の実現を目指すということでございます。子どもが生まれながらにすこやかに育つ権利を有しているということを、その権利を保障されてこそ、教育が成り立つと考えておりますので、1番目としまして、「子どもが健やか

に育つ権利の実現を目指す」とさせていただいております。

続きまして、2番目でございます。「大きな社会変動の中で、新たな時代を切り開く人間を育成する」ということでございます。社会環境が大きく変動していく中、基本的な人間関係が希薄化しているところもございます。今後は新たな社会性、共同性の創出が求められているところでございますので、自分で行動して、時代を切り開いていく個性的な人間が求められていると考えております。

続きまして、3番目、「「共育」は文化の伝承と創造である」ということでございます。先ほどの子どもたちの声にありましたけども、文化的なものをやっている人は素晴らしいというようなこともございました。教育は文化の伝承と創造であるとさせていただきまして、これまでに培われてきました文化を次世代に伝え、新たな文化を創造していくことが共育であるという基本理念でございます。

続きまして、4番目、「家庭・地域の共育力を高める」ということでございます。親が育ち、また、親が人間として成長するということによって、また、子どもたちも成長していくということもでございます。家庭・地域の共育力を高めていく必要があると考えております。

最後に5番目でございますが、「社会の総力を結集して「共育」を進める」ということでございます。全ての人が総力を上げて、次世代育成、教育に取り組む必要性が非常に強いということを、今までいろんなところで言われているところでございます。それを最後に述べさせていただいているところでございます。

続きまして、裏面でございますが、施策の基本的方向でございます。今、述べました5つの基本理念等に基づきまして、それぞれ基本的な方向を、現在7つ、定めさせていただいております。

まず、基本的方向の1でございますが、「子どもがのびのびと健やかに育つよう支援する」ということでございます。続いて、2番目としまして、「子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する」ということでございます。そして、3番目は、「安心して子育てできるまちをつくる」ということでございます。そして、4番目、「子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくる」ということでございます。そして、5番目は、「社会全体で子育てや教育の向上に取り組む」ということでございます。

以上、主に、次世代関連のところが上の5つでございます。

そして、主に教育部門としまして、6、7でございますが、まず、6番目、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」ということでございます。また、7番目として、「質の高い次世代育成や教育環境を整備する」ということでございます。

上の5つが次世代絡みでございますが、上の5つ、下の2つとも、次世代と教育をそれぞれ、交互に総合的に入れた形の基本的方向というふうに示させていただいているところでございます。

以上、概要でご説明でございますが、ちょっと、本文のほうをごらんいただきたいと思います。

本文のほう、共有マスタープランでございます。こちら、まず、めくっていただきますと、「はじめに」という形でございます。こちらのほう、下のほうの5行のところでございますけれども、そこに書いてあるところが、目的ではございますが、読ませていただきますが、「千代田区は、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子ども達を育て、また、自らも育っていく、いわば「共有」を実践するため、次世代育成支援の基本的な方向性を示す計画として、また、教育の振興のための施策に関する基本的計画として、ここに「千代田区共有マスタープラン」を策定する」ということでございます。

続きまして、目次がございますが、それをめくっていただきまして、1ページから、先ほど申し上げましたマスタープランの概要、目的、位置づけ、特徴、期間等、書いてございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2ページでございますけれども、こちらのほうに「教育をめぐる現状と課題」という形で、現状と今後の課題等を書いてございます。そして、3、4、5ページのところに、主な取り巻く状況についてグラフ化したものでございます。これについて、また、精査していきたいと思っておりますが、とりあえず、今のところ8本、そちらのほうにグラフ化をさせていただいているものでございます。

続いて、おめくりいただきまして、6ページからでございますが、こちらのほうに基本理念としまして、先ほど述べさせていただきましたものを記載させていただいております。

続きまして、8ページをおめくりいただきまして、そちらのほうからは基本的方向でございます。先ほどの基本的方向について、それぞれ基本的方向にぶら下がる施策としまして、体系的にそちらのほうにそれぞれ書いてあるところでございます。それが基本的方向の1から7まで、ページで申し上げますと、8ページから26ページまで、基本的方向について、施策を記述させていただいているものでございます。そして、27ページでございますが、「マスタープランの実現に向けて」ということで、「関係者の役割分担と連携の協力」、また、「的確な情報の収集・発信と区民の意見等の把握・反映」、そして、3番目としまして、「新たに検討が必要となる事項への対応」、そして、おめくりいただきまして、28ページに「進捗状況の点検及び計画の見直し」という形でございます。そして、29ページのほう、資料でございますが、「教育と文化のまち千代田区宣言」と、30ページ、今のところ何も書いてございませんが、千代田区教育委員会の教育目標ということで、先ほど採決をいただきましたものを記載させていただきたいと考えております。そして、31ページ以降に、先ほどの千代田区の子どもを取り巻く状況につきまして、データを記載させていただいているものでございます。

市川委員長

以上、雑駁ではございますけれども、共育マスタープラン（案）につきまして、ご説明は以上でございます。

はい。ご苦労さんです。

千代田区共育マスタープランにつきましては、口頭の説明にもございましたように、本日は概要をざっと説明をしてもらい、2月9日、また時間があれば、その次の本教育委員会で議論の上、決めていきたいと、こういうことでございました。

したがって、まだ、若干の検討する時間はあるわけでございますが、本日、ただいま説明を受けたことで、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いをしたいと思います。

どうぞ。

（「なし」の声あり）

市川委員長

それでは、本日のところは、説明を聞いて、資料をざっと拝見したということよろしゅうございましょうか。特にご意見がなければ、9日に、また改めて議論をしていただくということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（了 承）

市川委員長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

◎日程第3 報告

こども総務課

（1）平成22年度予算の概要

市川委員長

次に、報告事項を先に行いたいと思いますが、平成22年度の予算の概要について、これをこども・教育部長からお願いをいたします。

こども・教育部長

平成22年度予算につきまして、昨年末までの区長査定の状況につきましては、ご報告済みでございます。今年になりまして、1月7日にニューイヤーレビューの区長レクが行われましたので、その状況につきまして、お手元の資料、これは予算概要というものでございまして、予算が確定した段階で、予算をわかりやすく区民の皆様方に説明をするために、毎年、区がつくっているものでございますが、このこども・教育部のページを使いまして説明させていただきます。

1月7日の区長レクですが、これまで、未決でございました九段中等教育学校の改修整備費について、また、国が子ども手当を創設する関係で、これまで区が独自に支給をしていた次世代育成手当をどうするかにつきまして、そして、3点目といたしまして、先ほど、こども支援課長より説明がございました、旧今川中学校施設内で展開いたします、緊急対策保育施設について、等がすべて決着をしましたので、そのことについてご報告させていただきます。

それでは、まず、お手元の資料140ページをご覧いただきたいと思います。

す。

先ほど、こども支援課長が説明いたしました、緊急保育施設補助金でございますが、1億1,100万余、計上いたしております。これはイニシャルコストとランニングコストをあわせたものでございます。この説明は先ほどございましたので、省略をさせていただきます。

次に144ページでございます。これは子ども手当支給に関しまして、区がこれまでに独自に支給してきた次世代育成手当をどうするかということでございますが、ご案内のように、国は22年度、月額1万3,000円、子ども手当の支給を開始する予定でございます。これは所得制限なしで、誕生後から中学生までです。一番下のポイントの図をごらんいただきたいと思います。まず、21年度を説明させていただきますが、21年度は、妊娠時から、区では単独で、誕生準備手当というものを4万5,000円支給しておりました。そして、誕生後は、小学生までは国が児童手当というものを所得制限付で支給しておりましたが、所得制限を取り払いまして、区が上乘せをする形で、次世代育成手当を支給しておりました。そして、中学生以降は国が何も措置しておりませんので、区単独で、中学生と高校生に対しまして、次世代育成手当を支給いたしておりました。そして、来年度、22年度は、国は、相変わらず、誕生前につきましては何ら措置をいたしませんので、区として引き続き誕生準備手当を支給することといたしました。そして、国が子ども手当の支給対象といたします、誕生後から中学生は国の制度を使うことといたしまして、中学生以後の高校生相当部分につきましては、国が支給しませんので、引き続き、区として次世代育成手当を支給していくことを決めました。

以上が、次世代育成手当に関する部分でございます。

支給内容でございますが、区が単独で支給いたします高校生部分につきましては、従来どおり月額5,000円の支給といたします。誕生準備手当の部分につきましては、従来4万5,000円を支給していたところでございますが、これは3万円とさせていただきます。

次に152ページをご覧くださいと思います。九段中等教育学校の改修整備事業でございますが、この予算概要には出ておりませんが、すべて工事完了までで、債務負担額を21億円と確定させていただきました。そのうち、22年度予算につきましては4億600万余の予算計上となっております。まず、仮校舎を九段校舎の校庭に整備いたしまして、九段校舎の改修を平成22年度の途中から開始しまして、約1年余かけまして工事を完了し、新校舎を供用開始するものとなっております。

なお、152ページの中段、また書きしてございますように、九段校舎と富士見校舎を結ぶ連絡通路につきましては、保護者の皆様方等から強い設置要望がございましたが、これにつきましても設置の方向で、今後、関係者等との協議を進めていくということでございます。

以上が予算の概要、今年に入りまして、区長査定で決まった内容でございます。今後、予算につきましては、2月10日に議会へ内示をいたしますと

もに、2月12日には報道機関に発表いたすところでございます。そして、2月25日から開会いたします、第1回区議会定例会におきまして、予算審議をいただき、議決をいただき、22年度から執行していくものでございます。

報告は以上でございます。

市川委員長

はい。説明は以上でございますが、3点ばかり最終的に固まったものの説明をいただきました。これを含めて、何かございますか。

予算の日程をもう一度お願いします。

こども・教育部長

2月10日に全員協議会で、議会で内示いたします。そして、12日には報道機関へ発表いたします。25日からは、区議会の審議が始まります。

市川委員長

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、説明を伺ったということで、特にご質問がなければ、報告事項ということでございますので、所定の手続を進めてもらうよう、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第2 協議

育成・指導課

(1) 人事案件 【個人情報につき、非公開】

市川委員長

それでは、次でございますけれども、先ほど日程の最後にいたしました、協議の第2項目、審議案件に入りたいと思います。

最初にお断りしましたように、本件は人事案件でありますので、関係者以外の退席をお願いします。

暫時休憩をいたします。

お疲れさまでした。

— 再開後、人事案件につき、記録せず —

— 閉会 —